

○東京藝術大学アカンサス倶楽部に関する要項

〔 令和 7 年 7 月 17 日
制 定 〕

(目的)

第 1 条 本要項は、東京藝術大学アカンサス倶楽部（以下「倶楽部」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

(定義等)

第 2 条 本要項において使用する用語の定義等は、次のとおりとする。

- (1) 「倶楽部」とは、東京藝術大学の活動趣旨に賛同し、一定額の寄附（以下「賛助会費」という。）をもって参加する会員制度をいう。
- (2) 「会員」とは、本要項に基づき入会が承認された個人をいう。
- (3) 「賛助会費」とは、東京藝術大学及び倶楽部の諸活動に対する支援として、会員から納付される寄附金の呼称であり、東京藝術大学寄附金取扱規則（以下「規則」という。）に基づく「寄附金」として取り扱われる。
- (4) 本要項に基づく賛助会費への寄附申し込みは、規則第 3 条に定める審査を経たものと見なすものとする。

(会員の区分)

第 3 条 会員は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 個人会員 年間20万円の賛助会費を納付した個人
- (2) パートナー会員 年間30万円の賛助会費を納付した個人（2 人 1 組）
- 2 前項の賛助会費を10年分一括納入した者は、それぞれGold会員と称することができる。

(入会及び退会の手続き)

第 4 条 倶楽部への入会を希望する者は、既存会員 1 人の推薦を受けたうえで、所定の申込書を会長へ提出するものとする。

2 退会しようとする者は、1 ヶ月前までに退会届を会長に提出するものとする。

3 前 2 項の入会及び退会は、運営会議で審議し、決定するものとする。

(会員の資格)

第 5 条 会員は、運営会議の承認を受けた日から当倶楽部における当該事業年度（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日まで）の末日まで会員としての資格を有し、以後、会員資格は事業年度毎に本人確認のうえ更新を行うものとする。

2 事業年度途中での入会最初の賛助会費は、会員の区分に応じて第 3 条第 1 項の規定する額とする。

(活動内容)

第 6 条 倶楽部は、次の各号に掲げる文化芸術活動を会員向けに提供するものとする。

- (1) 学長主催によるワークショップ、演奏会、交流会、講演会
- (2) 美術愛住館でのギャラリーコンサート
- (3) キャンパスツアー
- (4) そのほか日本の文化芸術の価値創造に係る活動

(賛助会費の使途)

第7条 賛助会費は、大学の教育研究活動及び学生への支援、施設整備費のうち学長が適当と認めたもの及び倶楽部の運営等に要する経費とする。

2 学長は、役員会及び第10条に規定する運営会議の意見を参考として、前項の用途及び使用額を決定するものとする。

(役員)

第8条 倶楽部に、会長2人を置き、1人は学長をもって充てる。

2 前項以外の会長は、運営会議で審議し、決定するものとする。

3 会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員が生じた場合の補欠の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の任務)

第9条 会長は、倶楽部を総理し、倶楽部を代表する。

(運営会議)

第10条 倶楽部に、運営会議を置く。

2 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、会長が招集する。

(1) 会長 2人

(2) 会員のうちから会長が指名する者 若干人

3 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 事業運営に関する事

(2) 会員の入会及び退会に関する事

(3) 会長の選任に関する事

(4) 事業計画及び予算に関する事

(5) 事業報告及び決算に関する事

(6) その他倶楽部の運営に関する事

4 運営会議は、毎年1回以上定期に開催するほか、臨時に開催することができる。

(事業報告)

第11条 学長は、毎年度終了後、倶楽部の活動及び賛助会費の用途に関する報告を会員に対して行うものとする。

(事務局)

第12条 倶楽部の運営等に係る事務は、関係部局事務部と協力を得つつ東京藝術大学基金室が行い、賛助会費に係る事務は社会連携課において処理する。

(雑則)

第13条 本要項に定めるもののほか、倶楽部の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この要項は、令和7年7月17日から施行する。

2 この要項施行後最初の会員の資格は、要項第5条第1項の規定に関わらず令和9年3月31日までとする。

3 この要項施行後最初に任命される会長の任期は、要項第8条第3項の規定に関わらず令和9年3月31日までとする。